



また、弊社のサービス区域に居住する方が、公害等調整委員会に対して、本件事故によって精神的苦痛を受け、健康に係る身体上の利益を侵害された等として、損害賠償の支払を求める責任裁定を申請した事件において、同委員会の裁定委員会は、本件事故と相当因果関係のある被害（法的利益の侵害）の発生が認められず、申請人が精神的苦痛を受けたり、被ばく回避行動（マスク・浄水器購入等）に伴う費用を支出したりしたとしても、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められないとして、その申請を棄却しております。

以上につきまして、何卒ご理解をいただき、電気料金を平成24年10月●●日までにお支払いいただきますようお願いいたします。

以上

連絡先；東京電力株式会社下館支社  
料金グループ  
電話：029-387-5067  
月～金（休・祝日を除く）9時～17時

## 反論並びに送電停止措置の制止警告

被通知人 東京電力株式会社 支社 御中

前略

1 貴社から平成24年 月 日付け「電気料金のお支払いについてのお願い」と題する文書を受領しました。

貴社は、同文書の中で、要は、自社に都合の良い2件の見解（司法判断ではない原子力損害賠償紛争審査会の指針や原子力損害のうち公害被害から生じた損害についての責任裁定例）を引用してきて、その見解に照らすと通知人の損害賠償（慰謝料）請求は発生しておらず、相殺の効力を認めることができないと勝手に決めつけ、平成24年 月 日までに電気料を支払わないときは送電を停止する旨の予告をしております。

2 しかし、通知人としては、原発事故による損害賠償（慰謝料など）事件として未だ司法判断による判例として確立されていない状況下で、前記見解を押しつけられる謂われはありません。そして「原子力損害賠償紛争審査会」の基準や指針として設営された土俵のうえで、原子力損害の賠償問題につき貴社との間で和解を求める考えのない者にとっては、前記見解は無意味なものです。

そもそも原子力損害の賠償（慰謝料も含め）問題は、個々の被害者の立場や蒙った被害、範囲によって千差万別であり、当事者間に争いがあれば、本来、本案の裁判所の司法手続のなかで決着するのが法律社会のルールであります。

3 ところで、通知人としては、自己に損害賠償（慰謝料など）請求権があることを前提に、これを自働債権として相殺権を行使しているのであり、他方、貴社がたとえ前記見解を引用して電気需要者（通知人）からの相殺権行使の法律効果を否定する見解に立つとしても、そこには両者間に法的紛争が生じている訳で、そのような法的紛争の未解決の状況下で、貴社が自社に賠償責任が無いとの一方的な判断をおこない、その前提に立って送電停止を予告する行為は次の観点から違法であると指摘せざるを得ません。

4 電気事業法第18条によれば、一般電気事業者である貴社は、正当な理由がなけれ

ば、「供給区域における一般の需要（．．略）に応ずる電気の供給を拒んではならない。」と、地域独占企業であるがゆえの供給義務規定が制定されています。そのことに鑑みれば、通知人のケースのように貴社との間で相殺による電気料債務消滅の法律効果につき法的紛争が生じている場合にあっては一般的な不払いとは明らかに異なり、貴社が前記見解を引用して同条の「正当な理由」に該当すると一方的に決めつけて送電停止を予告する行為は、同法の恣意的運用もしくは悪用といわざるを得ません。

5 以上の次第であり、貴社から送付された平成24年 月 日付け文書には到底承知できません。したがって、通知人への送電停止措置がもし予告どおり行われれば電気事業法第18条違反になるので、送電停止措置を行うことの無いよう警告します。

万が一、貴社が通知人に対し送電停止の措置に出た場合は、追って更に、違法な送電停止措置によって蒙った損害賠償請求を行うことになることを警告しておきます。

草々

平成24年 月 日

〒 -

市 丁目 番 号

差出人（通知人）

お客さま番号： - 1 5 - -

〒 - / 市 丁目 番 号

東京電力株式会社 支社 御中